

中村学園大学・中村学園大学短期大学部
障がいのある学生の修学支援に関する基本方針

平成30年4月1日

1. 修学支援の方針

中村学園大学・中村学園大学短期大学部は、建学の精神にある「日本人としての自覚を持ち、清節の風をたつとび、感恩の情にとみ、労作にいそしむ」、「形は心の現れである」、「学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努める」に則り、人間教育、社会性教育、教養教育、専門教育を有機的に連携させ、「学生一人ひとりを大切にする」教育に努めています。

この教育理念に照らし、本学は、障がいの有無に拘わらず、すべての学生に対して、共に学び合うことのできる教育・学習環境を提供するとともに、ひとりひとりの学生の成長および自立を支援することを目指し、障がいのある学生（以下「障がい学生」という）の修学支援に関して、以下の方針のもとに取り組みます。

- (1) 学生および教職員等に対して、障がい学生支援に関する理解の促進を図り、障がいのある大学進学希望者や本学学生に対し、本学の受け入れ態勢・支援に関する方針等について情報を公開する等、開かれた大学を目指します。
- (2) 障がい学生に対する合理的配慮[※]の決定および実施については、支援における権利の主体が学生にあることをふまえ、学生の教育的ニーズと意思に基づいた調整を行うよう努めます。
- (3) 障がい学生が、障がいのない学生と同じ環境や条件のもとに学生生活を送ることができるよう、授業において障がいの状態に応じた情報の提供を行う等、修学支援を行います。また、障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮します。

2. 修学支援の体制

障がい学生の所属している研究科、学部、学科並びに関係事務局、保健室、学生相談室などの教職員が連携し、相互に協力しながら支援にあたります。

障がい学生の支援の申し出や支援内容に関する審議は、支援の申し出があった際に組織される関係者による障がい学生支援会議において行われます。

以上

【問い合わせ先】

学生部（2号館3階学生支援センター） TEL：092-851-2593
--

[※] 大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされている。（出典「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）文部科学省 2012」）